

強く正しく明るく

岩出中学校
生徒指導通信
R3年11月19日(金)

自転車安全利用五則 ～安全を守る大切な約束～

生徒の皆さんの登下校の様子を見てみると非常に危ないと感じることがあります。ここで改めて確認をし、交通事故に遭わないように注意しましょう。また、被害者だけでなく、加害者側にもならないようにするために「自転車安全利用五則」をしっかりと覚えておきましょう。

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「クルマ」の仲間です。

今回は、自転車の5つの基本的なルールである「自転車安全利用五則」など、自転車を利用する全ての方が守るべき自転車の交通ルールについて、分かりやすく紹介します。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



例外的に、次のような場合は、普通自転車が歩道を通行できることになっています。

- 左の普通自転車歩道通行可などの道路標識がある場合
- 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

② 車道は左側を通行

【罰則】違反した場合、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

例外的に歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止 …【罰則】違反した場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・二人乗りの禁止 …【罰則】違反した場合、5万円以下の罰金等
- ・並進の禁止 …【罰則】違反した場合、2万円以下の罰金または料料
- ・夜間はライトを点灯 …【罰則】違反した場合、5万円以下の罰金
- ・交差点での一時停止・安全確認



「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。

「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。

また、見通しのよい交差点でも、安全なスピードで走りましょう。

…【罰則】違反した場合、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等

- ・信号を守る …【罰則】違反した場合、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等

⑤ ヘルメットを着用